事業系ごみ・資源の分け方

これらの品目は、ごみとして収集しません。 品目別に分けてリサイクルしてください。

具体的な分別・排出方法は、収集の委託をしている許可業者または資源回収業者にお問い合わせください。

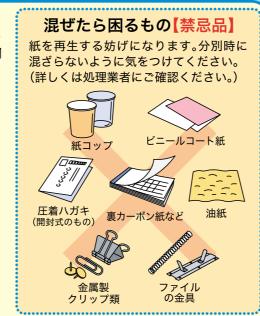
古

新聞、雑誌、段ボール等、種 類ごとに分けて集めてくだ さい。

OA用紙やシュレッダー紙 等は処理業者によって分別 方法が異なる場合がありま すので、具体的な排出方法 については処理業者にご確 認ください。







以下の品目は家庭並み少量の場合に限り、市の資源収集に出すことができます。

一般家庭から出るものと同じ性状で、品目別の発生量が1事業者あたり1収集日につき45リットル(スプ レー缶類は1週間につき20リットル)の指定袋1袋相当までの場合

<注意点>家庭並み少量に該当しない場合は、処理業者に処理を依頼してください。









必ず中身を完全に使い切っ たうえで出してください。処 理業者に処理を依頼する 場合の排出方法は、処理業

ペットボトル PET PETマークのついている 飲料などのペットボトル



ふた・ラベルを取って、 さっとゆすいでくだ

はがせないラベルは、そのままで結構です。









メモ用紙・包装紙・菓子箱・紙袋・ジュースのパック(内側にアルミ箔が貼られているもの)等

<市の資源収集に出す場合の注意点>

プラスチック製容器包装・プラスチックのみでできている製品

- ○収集曜日や収集場所は発生する区の環境事業所にお問い合わせください。
- ○プラスチック資源、スプレー缶類は原則各戸収集のため、発生する区の環境事業所に申し出が必要です。
- ○家庭用資源指定袋で出してください。
- ○古紙(一部除く)は市では収集していません。収集の委託をしている許可業者または資源回収業者にお問い合わせください。

事業活動から出るプラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等は、 産業廃棄物です。産業廃棄物として処理を依頼してください。

ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に 処理委託することができます。



排出事業者名 の記入をお願 いします。



生ごみはよく水を切って 出してください。



●牛ごみも資源化できます。 裏面を参照してください。



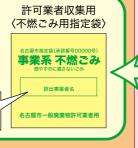
資源化できない紙 (ティッシュペーパー・紙おむつ等)



(衣類・鞄等)



排出事業者名の記入 をお願いします。





文具·傘等



(食器類・花びん等)



プラスチック・ゴム類 (文具・ゴム手袋等)



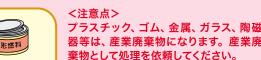
火災の原因になります! 必ず他のごみとは分けて 出してください!



業廃棄物として処理を依頼してください。

リチウム電池

(充電できないもの) (缶入りのもの) ●電子たばこ・加熱式たばこ



ただし、出るごみの性状や量が家庭並みで ある場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火 性危険物として許可業者に処理委託するこ

大型ごみ

30cm角を超える大型ごみ は可燃ごみ、不燃ごみで出 すことはできません。処理 を委託している許可業者 にご相談ください。



く注意点>プラスチック・ゴム・金属・ガラ ス・陶磁器等は、産業廃棄物になります。産

蛍光管·水銀体温計·

<注意点>産業廃棄物として処理を依頼してください。

ただし、家庭並みの性状(蛍光管の場合、直管・丸管ともに40 W程度の大きさまで)で、1事業者あたりの排出量が家庭並み (数本程度)にとどまるものは、市の拠点回収に出すことができ ます。詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。

家電リサイクル法対象機器(業務用機器は対象外です。)



①家電販売店へ依頼

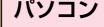
家電を買い換える販売店かその家電を買った販売店に回収を依頼してください。 ※リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

②自ら指定引取場所へ運ぶ

郵便局でリサイクル料金を支払った後、指定引取場所へ運んでください。 ※リサイクル料金は必要ですが、収集運搬料金は不要です。

③産業廃棄物処理業者に処理委託

ごみの収集を委託している許可業者や、産業廃棄物処理業者にご相談ください。 ※リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。





直接各メーカーのリサイ クルに関する受付窓口ま たは産業廃棄物処理業者 にお問い合わせください。

市が回収する品目で、性状や量が家庭並みである場合 に限り、市の小型家電回収ボックスに出すことができ ます。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。